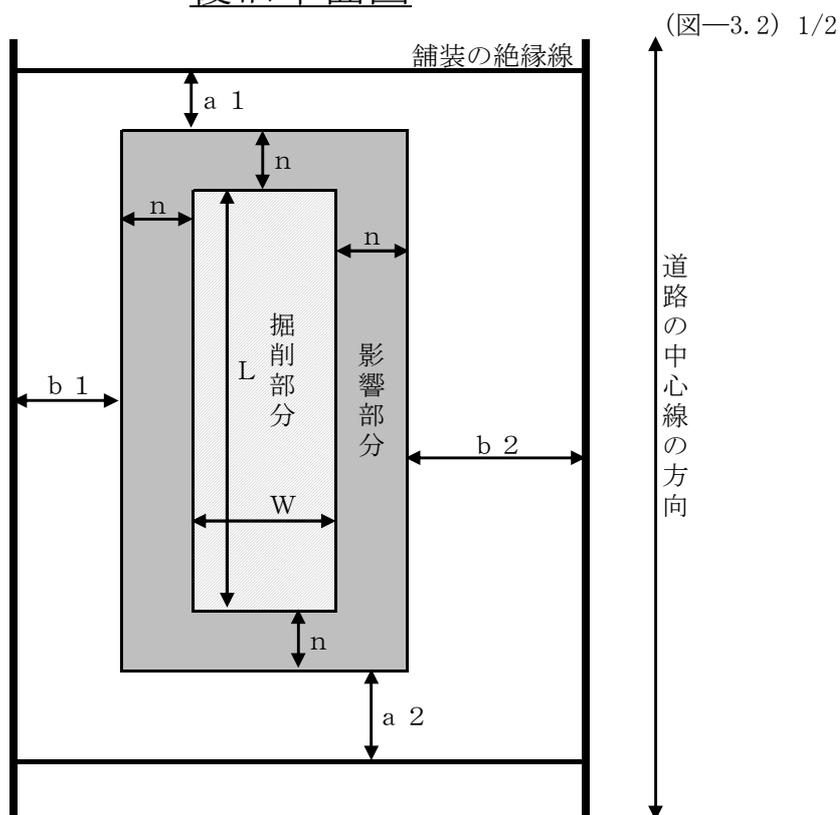


復旧平面図



S : 埋戻し又は表面仕上げを行う道路の部分

L : 掘削部分の長さ

W : 掘削部分の幅

a_1, a_2 : 影響部分の端から道路中心線と直角方向の舗装絶縁線までの距離で、1. 2 m (舗装絶縁線が膨張目地である場合にあっては1. 8 m)を超えるときは0とする。

b_1, b_2 : 歩道部においては歩道端までの、車道部においては車線端までの距離とする。ただし、車道の幅員が5. 5 mに満たないときは、影響部分の端から舗装絶縁線までの距離で、1. 2 m (舗装絶縁線が膨張目地である場合にあっては1. 8 m)を超えるときは0とする。

n : 掘削による影響部分の幅 $n=(k \cdot t)$ 、または(30 cm)の大なる値

k : セメント・コンクリート舗装の道路にあっては1. 4、アスファルト系の道路にあっては1. 0

t : 路盤厚

$n = (k \times t)$ 、または、(30 cm)の大なる値

$S = ((L + 2) \times (n + a_1 + a_2)) \times ((W + 2) \times (n + b_1 + b_2))$

※復旧の関連する舗装絶縁線がある際は、現地立会の上、範囲決定となりますので立会調整を行ってください。また、同時施工となる路面復旧との間隔が3mに満たない際は、連続した復旧となります。

【参考】道路法施行規則（昭和二十七年建設省令第二十五号）

第四条の四の七（埋戻し又は表面仕上げを行う道路の部分）

占用のために掘削した道路を復旧する場合において、埋戻し又は表面仕上げは、掘削部分及び掘削部分に接続する道路の部分のうち、舗装道にあっては掘削部分の外側の舗装の絶縁線（掘削部分の端から舗装の絶縁線までの距離が次の式によつて計算した n の値以下である場合又は n の値に一・二メートル（道路中心線の方向に垂直な舗装の絶縁線が膨張目地である場合にあっては、一・八メートル）を加えた値以上である場合にあっては、掘削部分の端からの距離が n の値の直線）で囲まれた部分、舗装道以外の道路にあっては掘削部分の端からの距離が掘削部分の幅に $0 \cdot 1$ を乗じて得た値に相当する直線で囲まれた部分について行うものとする。

$$n = k \cdot t$$

（この式において k 及び t は、それぞれ次の値を表すものとする。

k セメント・コンクリート舗装の道路にあっては、一・四、アスファルト系舗装の道路にあっては、一・〇

t 掘削部分の路盤の厚さ）

2 道路の構造、交通の状況、土質等の関係から前項に規定する部分についての表面仕上げによつては掘削前の構造耐力を保持することが困難であると認められる場合においては、表面仕上げは当該部分に加えて掘削前の構造耐力を保持するため必要な部分について行うものとする。